



海外会社の実質的経済活動の要件について

先日、ケイマン諸島及びヴァージン諸島（以下、BVI）政府はそれぞれ”The International Tax Co-operation (Economic Substance) Law”及び”Economic Substance (Companies and Limited Partnerships) Act”を可決しました。両管轄地で設立登記する会社は、2019年以降、当地における「実質的経済活動への従事」が要求されます。上記2つの法律規定は内容が類似したもので、以下に要約して説明いたします。

適用発効日:

2019年1月1日以降に新設された会社に適用され、現有の会社には2019年7月1日以降適用されます。

適用される会社:

「非居住者」企業を除き、両地で設立登記するすべての会社及び合資会社に均しく適用されます。両地で設立登記する会社で、且つ他国の税務居住者でない場合、「居住者企業」として認定されます。当該他国には、EUが公表した租税回避対策に非協力的な国・地域は含まれていません。現在、台湾企業が設立した会社はすべて居住者企業に属すると考えられるため、当該法律規定の遵守義務があると考えられます。

「実質的経済活動への従事」の定義:

上述の居住者企業が以下の9種類の関連業務(relevant activities)について、ケイマン諸島又はBVI当地において、適切及び合理的に(adequacy and appropriateness)、主導と管理を行い(directed and managed)、且つコア所得を産出する実質的経済活動(core income generating activities)に従事することを指し

ます。当該関連業務は以下の通りです。

- 銀行業務(banking business)
- 保険業務(insurance business)
- 基金管理業務(fund management business)
- 融資及びリース業務(financing and leasing business)
- 経営本部(headquarters business)
- 海運業務(Shipping business)
- 持株業務(holding business)
- 知的財産業務(intellectual property business)
- 販売代理及びサービスセンター業務(distribution and service center business)

一般の台湾企業がよく用いる純粋持株会社(pure equity holding entity)は、以下の規定をともに満たす場合、適切な実質的経済活動があると見なされます。

- 会社法の申告関連の要件を遵守している。
- 保有株式を管理するために、当地に適切な従業員と場所を有する。

遵守すべき申告義務:

新設会社は設立後一年以内、現有の会社は年度申告時において、実質的経済活動に適合するか否かを申告する必要があります。申告義務に違反した場合、処罰される可能性があります。違反が重大な場合、登記の廃止又は抹消のリスクが生じます。

KPMGの見解

今回のケイマン諸島及びBVIの新法は、主に海外会社を利用した租税回避に対するEU及びOECDの警戒及び圧力を受けて制定されました。ケイマン諸島及びBVIの会社を使用した持株会社の設立は台湾企業にとって一般的であるため、今回の法令の発布は、現在、当該両地に会社を保有する会社又は個人にとって大きな影響を及ぼすと思われます。

実質的経済活動の認定方法については、現在なお検討の余地があると思われます。両地に会社を保有する投資者は、実務上の進展を観察し、比較的明確な情報が入り次第、必要な調整の要否について考慮することをお勧めします。

また、将来に投資構成の調整計画がある場合、調整の過程において不必要な税負担が生じないよう移転又はその他の持株の異動のいずれでも、まず税務への影響を慎重に評価することにご留意ください。

筆者

パートナー 何嘉容

シニアマネージャー 李惠仙

シニアマネージャー 陳淑淵



KPMG Taiwan Network

台北事務所

台北市信義路5段7号68F
Tel :02 8101 6666
Fax:02 8101 6667

新竹事務所

新竹市科学工業園区展業一路11号
Tel:03 579 9955
Fax:03 563 2277

台中事務所

台中市西屯区40758文心路二段
201号7F
Tel :04 2415 9168
Fax:04 2259 0196

台南事務所

台南市中区700民生路2段279号16F
Tel :06 211 9988
Fax:06 229 3326

高雄事務所

高雄市前金区中正四路211号12Fの6
Tel : 07 213 0888
Fax: 07 271 3721

日本業務組主要担当者紹介

日本業務組連絡先(日本語対応可能)

台北事務所

Tel :02 8101 6666(代表)
Fax:02 8101 6667

パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 (2) 8758 9946 内線番号:02337
E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 (2) 8758 9688 内線番号:02587
E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 (2) 8758 9995 内線番号:02909
E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 (2) 8758 9794 内線番号:06195
E kojitomono@kpmg.com.tw

記帳部門(記帳代行、個人所得税、給与計算等)

蔡 文惠

パートナー

T +886 (2) 8758 9992 内線番号:00584
E eileentsai@kpmg.com.tw

登記部門(会社設立、ビザ取得等)

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 (2) 8758 9780 内線番号:02340
E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

横塚 正樹

T +886 (2)8758 9751 内線番号:16991
E masakiyokozuka@kpmg.com.tw

須磨 亮介

T +886 (2) 8758 9926 内線番号:17640
E ryosukesuma@kpmg.com.tw

発行責任者

KPMG 台湾

日本業務組 統括 林 琇宜

kpmg.com/tw

© 2019 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Taiwan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.